

1 第1号基本金対応資産

先ず第1号基本金であるが、この基本金は簡単に言うと学校法人が取得した施設設備の取得財源を帰属収入から控除して貸借対照表貸方に計上したものである。よって、第1号基本金に対応する資産は、学校法人が取得保有した施設設備であり、この資産は時の経過とともに劣化していくため減価償却という概念でその価額を毎年度貸借対照表計上額から減少させていくので、その減少額に相当する額を当該施設設備の取替更新資金として学校法人内に保有を計るのが第1号基本金の意義である。そして、この保有資金を特化しての貸借対照表での明示を基準は求めているわけではないが、現行実務では通常この保有資金を特化明示させようと減価償却引当特定資産として貸借対照表借方に計上する。貸借対照表借方に計上させている施設設備と減価償却引当特定資産との合計が学校法人が維持しようとする額である。ただし、減価償却引当資産には第1号基本金に対応しないものもある可能性もあるので、この点に拘りがあるのならば第1号基本金に対応する部分を第1号基本金特定資産として明示するのも一法である。

2 第2号基本金対応資産

第1号基本金により施設設備は取替更新が可能となるが、取替更新時の新規資産が第1号基本金により用意された額よりも多額の場合にはこの取替更新は自己資金では可能とはならず、この際の実替更新時でのアップ額を前もって用意するのが第2号基本金であり、さらに新しい施設設備の事前準備もこの第2号基本金である。しかし、この保有資産を特化しての貸借対照表での明示を基準は求めているが、現行実務では通常この保有資産を特化明示させている。よって、これらのアップ資金や新規取得資金が第2号基本金の対応資産であるが、その貸借対照表借方への計上は、第2号基本金の内訳毎の明示であるが、総括明示であって何ら問題はない。

3 第3号基本金対応資産

第3号基本金は、奨学金給付のような事業資金を確保するための財源保持がその存在意義であり、その計上は資金の積立によりなされるので、対応資産は貸借対照表借方に第3号基本金引当資産として明示される。

4 第4号基本金対応資産

第4号基本金は、学校法人が安定した経営を永続するためには日常的な活動資金が必要とするが、その資金が借用であっては経営の安定は図れないので日常的な活動資金として借用でない財源の確保を図ろうとするものである。ただ、この資金は日常的な活動のための資金であるので、日常的に使用できる状態で保有されるべきであり、他の基本金対応資産のように特化して保有すべきではなく支払資金としての保有でなければならない。よって、特化資産としての明示はないが、貸借対照表貸方への第4号基本金としての計上により常に貸借対照表借方での存在が保証されるのである。

5 基本金の意義

確かに基本金はそれに対応する資産を学校法人内に保持することを予定している。しかし、この保持はどのような資産が何処にというようにその資産を特定してのものではない。

そもそも基本金に係る会計システムは、貸借対照表貸方に基本金を計上し、その状態での貸借対照表の貸方に示されている繰越消費収支差額が収入超過であるならば、当該経営は安定的・永続的であるとの会計的認識を得るためのものである。よって、その意義は教育や研究に要する経営資産を帰属収入(すなわち借用財源でない自己財源)で保持したとの認識の貸借対照表貸方への基本金の計上そのものにある。よって、基本金に対応する資産の貸借対照表借方での当該基本金と結びつけた資産保有は結果であって当初よりの目論見ではない。ただし、第3号基本金は資金の積立によってその基本金が計上されたのであるからその対応資産の特定化を求めるのであり、そういった点からは第2号基本金も同様であるが、この第2号基本金特定資産の明示は基準にはない。とすると何故、基準には第2号基本金特定資産の例示がないのかとの疑問となるが、これは資金の積立をもつての第2号基本金の計上は昭和62年の基準改正からであって、それ以前の第2号基本金の計上は資金の積立によるものでないからである。日本公認会計士協会の第2号基本金対応資産の特定化は昭和62年改正基準の補完と考えるべきであろう。

—成るべく早く纏めましたが、趣意をくみ取れるでしょうか—